

印



異動届出書

(四) 法人税

☐ 消費税)

※通算グループ
整理番号

※整理番号

その1 (税務署提出用)

※届出については、それぞれの機関へ提出してください。

(国税局・東京都・市町村統一様式用)

令和7年6月日
渋谷税務署長殿

次の事項について異動したので届け出ます。

提出区分

(フリガナ)
本店又は主たる事務所の所在地
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷3-29-20
電話(03)5778-1139

納税地
〒
同上
電話()-

(フリガナ)
法人名
一般社団法人日本風力アカデミー

法人番号

(フリガナ)
代表者氏名
佐藤義久

代表者住所

(フリガナ)
送付先
☒ 本店所在地
・
☐ 代表者住所
連絡先
☐ その他

〒
ビル名等
電話()-

事業の種類

事業年度
(自)4月1日(至)3月31日

資本金又は出資金の額
0円

地方税の申告期限の延長の処分(承認)の有無

事業税有
無の事業年度から月間

住民税有
無の事業年度から月間

資本金等の額
0円

従業者総数
2人市内従業者数2人

異動事項等

異動前
一般社団法人の非営利型法人以外の法人

異動後
一般社団法人の非営利型法人

異動年月日
(登記年月日)
令和7年6月16日

所轄税務署

税務署

税務署

納税地等を変更した場合

給与支払事務所等の移転の有無☐有☐無(名称等変更有)☐無(名称等変更無)

※「有」及び「無(名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。
旧の本店等は、事務所・事業所として(☐存続☐廃止)する

事業年度を変更した場合

変更後最初の事業年度:(自)令和年日月日~(至)令和年日月日

合併の場合☐適格合併☐非適格合併

分割の場合☐分割型分割:☐適格☐その他
☐分社型分割:☐適格☐その他

公益法人等である場合☐

収益事業を行う☐

収益事業を行わない☐

届出内容に該当する□にチェックをしてください。
☐当該区市町村の事務所等が本店で複数の区市町村に事務所等をもつ法人
☐当該区市町村の事務所等が支店で複数の区市町村に事務所等をもつ法人
☒当該区市町村にのみ事務所等を有する法人

支店・出張所・工場等

名称

所在地

設置廃止年月日

電話()-

電話()-

電話()-

電話()-

添付書類等

○定款等の写し
2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登録簿原本又はオンライン登記情報提供制度利用
3 その他()
※税務署への提出は必要ありません。
オンライン登記情報提供制度利用の場合
照会番号
発行年月日
年月日
年月日

(その他参考となるべき事項)
法人番号7-0110-0501-0571

税理士署名

事務所所在地

〒
電話()-

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

番号

入力

名簿

定 款

一般社団法人日本風力アカデミー 定款

令和6年5月30日

原始定款作成

令和7年6月16日

定款変更

定 款

第 1 章 総 則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人日本風力アカデミーと称する。英文表記はJapan Wind Academy, Inc.（略称 JWA）とする。

第2条（目的）

当法人は、日本における洋上風力発電分野において将来活躍することができる発電技術者・電気管理者人材を育成し、風力発電所における管理者である第2種及び第3種電気主任技術者資格の保有者を育てること、ひいては、当法人が将来日本における「風力発電技術者を育成・輩出するための学びの場」となることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- （1）日本風力アカデミー講座の開催及び各分野の専門家による講義、講演の実施
- （2）第2種及び第3種電気主任技術者資格取得講座の開催
- （3）電気回路の基礎実験及び講義
- （4）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3条（主たる事務所の所在地）

当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第4条（公告の方法）

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第5条（基金の募集）

当法人は、基金を引き受ける者の募集を行うことができるものとする。

第6条（基金の拠出者の権利に関する規定）

基金の返還に係る債権には、利息を付さない。

2. 基金は、当法人が解散する時まで返還しない。
3. 基金の返還に係る債権は、社員総会の承認を得なければ、譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

第7条（基金の返還の手続）

基金の返還は、社員総会で承認された財産目録及び貸借対照表に従って、当法人のその余の債務を弁済した後に清算人がこれを行う。

第2章 社員

第8条（資格）

当法人の社員となるべき資格を有する者は、第2条の目的を理解し、これを公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する者とする。

第9条（入社）

前条の資格を有する者が社員となるには、当法人所定の様式による申込みをした上、社員全員の同意を得るものとする。

第10条（経費の負担）

社員は、当法人に対し、経費その他一切の金銭の支払義務を負わない。

第11条（退社）

社員は、いつでも退社することができる。ただし、当法人に対して1か月前までに書面をもって退社の予告をすることを要するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2. 前項の場合のほか、社員は、次に掲げる事由により当然に退社する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は解散
- (3) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判
- (4) 除名
- (5) 破産手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の決定

第12条（除名）

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときその他の正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。この場合には、当該社員総会の日から1週間前までに当該社員に対してその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるものとする。

第13条（社員名簿）

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第14条（設立時社員の氏名及び住所）

設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

（住所）

（氏名）野崎 洋介

(住所)

(氏名) 加藤 伸一

第3章 社員総会

第15条 (社員総会)

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2. 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

第16条 (開催地)

社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

第17条 (招集)

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2. 社員総会を招集するには、法令に別段の定めがある場合を除き、会日の1週間前までに各社員に対して、その通知を発する。ただし、社員全員の同意がある場合には、上記招集手続を省略することができる。

第18条 (決議の方法)

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が自ら又は代理人により出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第19条 (議決権)

社員は、各1個の議決権を有する。

第20条 (議長)

社員総会の議長は、理事がこれに当たる。理事に事故があるときは、社員総会において出席社員のうちから議長を選出する。

第21条 (議事録)

社員総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果等を記載した

議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印して、当法人の主たる事務所に社員総会の日から10年間備え置くものとする。

第4章 役員

第22条（役員の設置）

当法人に、理事3名を置く。

第23条（資格）

当法人の理事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事は、理事の互選によって選定する。

第24条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第25条（報酬）

当法人は、理事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第5章 計算

第26条（事業年度及び剰余金の分配）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 解散

第27条（解散）

当法人は、次に掲げる事由によって、解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併（当法人が消滅する場合に限る。）
- (3) 社員が欠けたこと
- (4) 破産手続開始の決定

(5) 解散を命ずる裁判

2. 前項第1号に掲げる事由によって解散するときは、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

第28条（残余財産の帰属）

解散（前条第1項第2号及び第4号による場合を除く。）に伴い債務（基金の返還に係る債務を含む。なお、かかる基金の返還額は、基金拠出者が拠出した基金の額を超えないものとする。）を完済した後に、当法人に残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

第29条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

第30条（設立時役員）

当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事兼代表理事（住所）

（氏名）佐藤 義久

設立時理事

（住所）

（氏名）野崎 洋介

設立時理事

（住所）

（氏名）加藤 伸一

第31条（準拠すべき法律）

この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによるものとする。

以上、上記は当法人の現行定款に相違ありません。

令和7年6月16日

一般社団法人日本風力アカデミー

代表理事 佐藤 義久



法人実印